

(3) 自然とのふれあいの確保

[概況]

本市は、北東部地域・徳地地域・阿東地域の豊かな森林や、市域を流れる仁保川、樫野川、佐波川、阿武川、秋穂・阿知須地域の海岸といった山地、河川、海岸など、変化に富んだ多様な自然に恵まれています。

自然とふれあうことは、安らぎや憩いを得ることができるとともに、自然環境への保全意識を高めることにつながることから、自然とふれあうことのできる場づくりや機会づくりを推進し、自然と共生する上でのマナーの向上を図っています。

[進行管理指標における実績値]

指 標	単位	現 状 (計画策定時)		平成21年度 実績値		平成22年度 実績値		目 標			
		年度	数値					中間年度		最終年度	
				年度	数値	年度	数値	年度	数値		
森の案内人による案内人数	人	H19	914	H21	1, 064	H22	820	H24	2, 000	H29	2, 000
都市農村交流の人口	千人	H19	1, 759	H21	1, 738	H22	1, 929	H24	2, 150	H29	2, 250
水辺の教室の参加人数（累計）【再掲】	人	H19	64	H21	168	H22	218	H24	239	H29	414

[主な取組み状況]

ア. 森林とふれあう場の整備

公園等の整備

本市では、河川を利用したプールや森林公園、海水浴場など、多様な自然資源を活用した様々な自然とのふれあいの場が整備されています。

・自然とふれあうことのできる主な施設

地 域	自然とふれあうことのできる施設
北東部地域 (仁保、小鯖、大内、宮野)	市民野外活動広場、仁保川河川プール、鳴滝川河川プール、一貫野川河川プール、鳴滝川砂防親水プール、鳴滝公園、犬鳴の滝公園、犬鳴森林公園、森林ふれあいセンター、周防往還自転車道、山口ふれあい館、四季の森公園、鋤尖山記念樹の森、嘉村磯多生家「帰郷庵」
中央部地域 (大殿、白石、湯田)	おとどい山森林公園、鴻ノ峰創造の森、亀山公園、パークロード、香山公園、木戸公園、鴻ノ峰公園、一の坂川周辺地区(都市景観形成地区)、鋤尖山散策道
鴻南地域 (吉敷、平川、大歳)	山口県維新百年記念公園、鳳翔山登山道、樫野川運動公園、山口秋吉台自転車道、矢原河川公園、平川河川公園
南部地域 (陶、鑄銭司、名田島、秋穂二島、嘉川、佐山)	河原谷公園、藤尾山公園、幸崎公園、陶ヶ岳登山道、美濃ヶ浜海水浴場、県セミナーパーク
小郡地域	栄山自然観察の森、鍛冶畑川治水緑地公園、東津河川緑地公園
秋穂地域	高岸公園、草山公園、串山遊歩道、千防川砂防公園、中道海水浴場、尻川海水浴場
阿知須地域	山口きらら博記念公園、県きらら浜自然観察公園、引野六畳岩二千年回道
徳地地域	重源の郷体験交流公園、大原湖キャンプ場、愛鳥林、国立山口徳地少年自然の家、滑山国有林、長者ヶ原運動公園
阿東地域	長門峡、十種ヶ峰、大久保河川公園、相上川砂防公園

イ. 市民農園の整備促進

※【再掲】P 4 1 に掲載

ウ. 森林セラピー事業の推進

※【再掲】P 4 0 に掲載

エ. 市民参加型調査による環境意識啓発

水中には、ふだん私たちの目につかないが、陸上と同じように小さな生き物がたくさん棲んでおり、その形や習性は様々です。

これらの生き物について、小学生が榎野川水系等の河川でテキスト等を使って観察し、学習することで自然をいたわる優しい心の醸成を図り、河川等の水質保全の大切さを理解することを目的としています。



・自然に優しい水辺の教室実施状況

年度	実施日	実施場所	参加人数
H 1 8	7 月 1 日	小郡公民館 (悪天候により座学)	68
	7 月 3 日	嘉川地区 (今津川)	28
	9 月 10 日	仁保公民館 (悪天候により座学)	47
H 1 9	9 月 9 日	平川地区 (榎野川)	19
	9 月 9 日	仁保地区 (仁保川)	17
	9 月 28 日	仁保地区 (浅地川)	28
H 2 0	6 月 25 日	大内南小 (悪天候により座学)	36
	9 月 7 日	平川地区 (榎野川)	23
	9 月 13 日	仁保公民館 (悪天候により座学)	9
H 2 1	9 月 6 日	平川地区 (榎野川)	24
	9 月 13 日	仁保地区 (仁保川)	12
H 2 2	9 月 12 日	平川地区 (榎野川)	16
	9 月 12 日	仁保地区 (仁保川)	34

オ. 学校教育におけるふれあいの機会づくり

地域の自然を活用した特色ある学校づくりを推進しています。

地域の方と共に、米作り（湯田小）や学校林の整備（良城小）、天体観測や鳥類の観察（仁保中）を実施しました。

活動をとおして、自然の大切さや雄大さ美しさを感じる子どもたちが育っていることから、引き続き、地域の特色を活かした活動を実施していきます。



カ. 自然と共生するためのマナーの啓発

ごみの持ち帰りや自然植生等の保護など、自然と共生する上でのマナーの向上を図るため、ポイ捨て禁止等の看板の配布、環境美化協力員によるチラシの配布及び市報による啓発を行いました。

年度 項目	H 2 0	H 2 1	H 2 2
ポイ捨て禁止看板配布数（枚）	57	19	42
不法投棄防止看板配布数（枚）	110	63	66
市報による啓発回数	2	2	2

(4) 歴史的文化的環境の保全

[概況]

市内には、瑠璃光寺五重塔、龍福寺など、かつて栄華を誇った大内氏の文化を偲ばせる文化財、寺社仏閣や、明治維新関連の数多くの歴史文化遺産があります。また、山口祇園祭や七夕ちょうちんまつり、鷺の舞、徳地人形浄瑠璃、岩戸神楽などの山口の歴史、風土が築き上げた祭りや伝統行事も数多く存在します。さらには、大内塗や山口萩焼など長い歴史や文化が凝縮された伝統工芸も、山口らしさをかたちづくっています。

こうした先人から受け継いだ有形・無形の恵まれた歴史的文化的資源は、地域の活性化や経済効果をもたらす一方で、市民の心のよりどころとなり、郷土への愛着心を育む貴重な環境資源です。

歴史的文化的資源の保全と活用を図るとともに、文化の薫るまち創造ビジョンに基づき、文化性あふれるまちづくり、郷土づくりに取り組むこととしています。

[進行管理指標における実績値]

指 標	単位	現 状 (計画策定時)		平成21年度 実績値		平成22年度 実績値		目 標			
		年度	数値					中間年度		最終年度	
								年度	数値	年度	数値
山口市の歴史や文化に誇りや愛着を 持っている市民の割合	%	H19	75.5	H21	73.5	H22	72.6	H24	現状以上	H29	77.0
文化財等を活用したイベントの参加 人数	人	H19	874	H21	1,247	H22	850	H24	950	H29	1,100

[主な取組み状況]

ア. 文化財の保存修理

国・県指定文化財の保存修理に対する補助を行うとともに、未指定文化財の調査を行いました。

年度 項目	H 2 0	H 2 1	H 2 2
保存修理に対する補助件数	5	13	2
未指定文化財調査（回）	4	4	2

イ. 歴史と文化を活かしたイベントの支援

室町時代に栄えた大内氏の遺跡・文化財や幕末・明治維新期の史跡、古くからの街道筋の街並みなどの歴史資源が残り、経済や文化等において、市内への波及効果が期待できる地域を「大内文化特定地域」として位置づけ、これらの歴史資源などを活用して、当該地域を中心とした本市の活性化を図ることを目的として行われる市民主体のまちづくり活動に対し、大内文化特定地域活性化事業補助金を交付するものであり、当該事業の実施により、地域の人々とふれあいながら郷土の歴史や文化への理解を促すイベントの支援に努めました。

年度 項目	補助金交付事業
H 2 0	アートふる山口、いつでもアートふる山口、日本のクリスマスは山口から
H 2 1	アートふる山口、いつでもアートふる山口、山口アーツ&クラフツ
H 2 2	アートふる山口、いつでもアートふる山口、山口アーツ&クラフツ

ウ. 郷土にゆかりのある文学者の理解促進

中原中也記念館を運営する中で、中原中也の遺稿や遺品、その他中也に関わりのある近代詩関係資料の研究をすすめるとともに、中原中也賞の運営により、中也の詩とその世界を広く全国に発信し、中也研究の活動拠点として文化の向上や地域振興に取り組みました。

また、私小説作家嘉村礒多の作品の舞台となった原風景が今なお残る仁保上郷地区。そこにある生家を、礒多が暮らした当時の状況を再現・復元し、文学者礒多の生家という文学的価値とともに、築後130年を経た茅葺屋根の古民家という文化財的価値という個性（魅力）を持った、限界集落における都市部との交流拠点施設として整備し、嘉村礒多生家「帰郷庵」として平成22年11月27日にオープンしました。

・ 中原中也記念館の運営

項目 \ 年度	H 2 0	H 2 1	H 2 2
入場者数（人）	24,930	21,484	18,914
企画展（回）	4	11	4
講座講演（回）	23	14	14
関連資料の収集（点）	318	218	375

エ. 郷土の伝統産業や祭りの振興

山口の伝統的な夏祭りである山口祇園祭、山口七夕ちょうちんまつりをはじめ、各エリアのまつりへ助成し、祭りの振興と観光交流人口の増加を図りました。

項目 \ 年度	H 2 0	H 2 1	H 2 2
祭りへの助成件数	10	13	13
祭りの来場者数（千人）	550	660	458

（５）山口らしい都市空間の保全・創出

〔概況〕

市内には、市民共通の財産となる地域固有の自然や歴史と調和のとれた美しい都市景観・まちなみが随所に見られ、このような景観やまちの美化への市民ニーズは高まってきています。

関心の高まりに併せ、ごみ等の散乱のないクリーンなまちづくりが求められているものの、ペットに関する苦情やごみのポイ捨てなど、人々のマナーやモラルに起因する問題も、依然として後を絶たない状況です。

本市では、市街地形成、緑化なども含めた山口らしい風情や魅力ある都市空間、景観資源を保存・創出するとともに、マナー・モラルの向上や人づくり、しくみづくりに努め、まちの美化に向けた活動を進めています。

〔進行管理指標における実績値〕

指 標	単位	現 状 (計画策定時)		平成21年度 実績値		平成22年度 実績値		目 標			
		年度	数 値					中間年度		最終年度	
				年度	数 値	年度	数 値	年度	数 値		
公園が利用しやすいと思う市民の割合	%	H19	69.8	H21	73.5	H22	72.7	H24	70.0	H29	75.0
景観やまちなみに満足している市民の割合	%	H19	71.7	H21	77.3	H22	79.0	H24	現状以上	H29	72.0
緑のカーテンの実施割合（家庭）	%	H19	—	H21	12.6	H22	14.1	H24	5.0	H29	10.0
不法投棄の発見報告件数	件	H19	48	H21	22	H22	4	H24	43	H29	38

〔主な取組み状況〕

ア．「山口市都市景観条例」の活用

山口市都市景観条例に基づき、都市景観形成地区に指定した一の坂川周辺地区（約12ha）の環境整備（道路の美装化、電線の地中化等）とともに、建築物の建築に対して地区景観形成方針、基準に沿った建築物となるよう助言・指導を行っています。また、特に景観形成に寄与すると認められる行為に対し助成を行っています。平成22年度は、交付対象となる案件はありませんでした。

また、大規模建築物の建築に対する景観上の助言・指導を行いました。

都市景観形成地区（一の坂川周辺地区）の概要

○区 域 後河原の一部及び新馬場の一部

○地区景観形成基準

- 1 建築物の階数は、3階以下とする。
- 2 工作物の高さは、13m以下とする。
- 3 建築物等の形態は、勾配屋根にする等、周囲の景観と調和のとれたものとする。
- 4 建築物の色彩は、周囲と調和のとれた落ち着いた色調とする。

項目 \ 年度	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2
都市景観形成地区内における建築物の建築に対する助成件数	2	2	0	0	0
大規模建築物の建築に対する助言・指導件数	11	1	2	2	6

イ. 中心市街地への都市機能の集積

「山口市中心市街地活性化基本計画」などにに基づき、中心商店街に発生した空店舗への入店の促進、商店街でのイベント経費に対する補助金の交付、市街地に建設される住宅の借上げ、市営住宅として住民への提供等を行うことで、中心市街地のにぎわい創出や利便性向上を図り、都市機能の集積を行いました。

項目 \ 年度	H 2 0	H 2 1	H 2 2
空店舗への入店件数	1	4	2
イベントの来場者数（人）	1,300	5,500	6,200

ウ. 市民の生垣設置促進（山口市みどりの生活通り推進事業）

市民の生け垣の設置に対する補助である「山口市みどりの生活通り推進事業」の補助件数は、平成22年度中が11件、平成7年度の事業開始からの累計は386件となっています。

また、緑地協定の認定については、平成22年度は対象がなく、これまでの累計数は17件となっています。

項目 \ 年度	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2
補助件数	22	15	5	4	11

エ. 建物緑化による省エネの推進

※【再掲】P 3 1に掲載

オ. イベントを通じた緑化意識の啓発

各種イベントを通じて、市民の緑化意識の向上を図りました。

年度 \ 項目	実施内容
H 2 0	第4回山口市都市緑化祭を開催し、緑化相談、花木の競り市、苗木の格安販売等を実施した。
	2月7日開催の「育成者フォーラム」において、山口地域花いっぱい運動の花壇表彰式やパネル展示等を実施した。
H 2 1	第5回山口市都市緑化祭を開催し、緑化相談、剪定実習講習会、植木市、苗木販売等を実施した。
	10月3日に「山口市花いっぱいフェスティバル」を開催し、山口地域花いっぱい運動の花壇表彰式やパネル展示等を実施した。
H 2 2	第6回山口市都市緑化祭を開催し、緑化の提案、造園協会の活動紹介、花と種と啓発パンフレットの配布を実施した。
	11月6日に中心商店街開催の「HOLA! やまぐちスペインフィエスタ」会場において、花壇コンクールの表彰式、花壇パネルの展示、来場者への球根配布を実施した。

カ. 条例に基づく意識啓発の実施

まちの美化に関して、放置されたままのあき地への対策として、昭和50年に「あき地の環境を守る条例」を、空き缶等のポイ捨てを防止するための対策として、平成9年に「山口市空き缶等の散乱防止条例」を制定しました。

そして、平成15年には、これらの条例を見直し、「生活環境の保全に関する条例」、「樫野川水系等の清流の保全に関する条例」を制定し、市民への啓発をはじめ取組みを進めているところです。

徳地地域では、中国地方でも屈指の清流といわれる佐波川を、現在及び将来の世代の人間が恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、将来にわたって継承することを目的とし、平成13年に、「徳地町佐波川清流保全条例」（現「佐波川清流保全条例」）を制定し、同じく、阿東地域では、阿武川水系のきれいな水と美しい水辺環境の保全を図ることを目的とし、平成14年に、「阿東町阿武川水系環境保全条例」（現「阿武川水系環境保全条例」）を制定しました。

・不法投棄の状況

公害苦情相談として受けつけた不法投棄の件数は、下記のとおりです。

なお、平成16年度から環境美化協力員を設置し、不法投棄の監視活動を実施しており、平成22年度における協力員からの発見報告が118件となっています。

年度 項目	H18	H19	H20	H21	H22
公害苦情相談として受けつけた不法投棄件数	37	48	49	22	4

キ. まちの美化活動への市民参加の促進

山口地域では、「春季清掃月間」の設定や「ふしの川水系クリーンキャンペーン」の実施、関係団体が行う清掃活動への支援により、地域の美化活動の促進に努めています。

小郡地域では、「地区清掃」の設定や「ふしの川水系クリーンキャンペーン」の実施、関係団体が行う清掃活動への支援により、地域の美化活動の促進に努めています。

秋穂地域では、「春季清掃月間」、「秋季清掃月間」の実施、関係団体が行う清掃活動への支援により、地域の美化活動の促進に努めています。

阿知須地域では、自治会ごとに定期的に清掃活動を実施しています。

徳地地域では、例年7月に「町内一斉清掃」を実施し、地域の美化活動の促進に努めています。

阿東地域では、地域環境美化を推進するため、自治会ごとに自主的に定期的に清掃活動を行なっています。

3. 健やかで安全に暮らせるまち

(1) 大気環境の保全

[概況]

本市では、二酸化いおう、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント及びダイオキシン類の5物質が観測されていますが、光化学オキシダントを除き環境基準を達成しており、本市の大気環境は概ね良好といえます。

大気環境に負荷を与える大きな原因のひとつは、自動車の排気ガスであるため、低公害車の導入促進やエコドライブ（環境に配慮した運転方法）の普及啓発、公共交通機関等の利用促進など、自動車の大気環境への負荷軽減に努めています。

※ 光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物と炭化水素が太陽光線のエネルギーによって光化学反応を起こすことにより二次的に生成する物質であり、全国的に環境基準が達成されていない状況です。

[進行管理指標における実績値]

指 標	単位	現 状 (計画策定時)		平成21年度 実績値		平成22年度 実績値		目 標			
		年度	数値					中間年度		最終年度	
								年度	数値	年度	数値
大気環境の状況（窒素酸化物） （環境基準：0. 0 4 ppm以下）	ppm	H19	0. 015	H21	0. 033	H22	0. 028	H24	維持	H29	維持
大気環境の状況（浮遊粒子状物質） （環境基準：0. 1 0 mg/㎡以下）	mg/㎡	H19	0. 077	H21	0. 033	H22	0. 035	H24	維持	H29	維持
野外焼却の苦情件数	件	H19	45	H21	53	H22	41	H24	40	H29	36

[主な取組み状況]

ア. 低公害車等の率先導入

※【再掲】P32に掲載

イ. 環境負荷の少ない運転技術の普及啓発

※【再掲】P9に掲載（重点プロジェクト：エコドライブの普及促進）

ウ. 公共交通を支える意識づくり

※【再掲】P32に掲載

エ. コミュニティ交通の確保

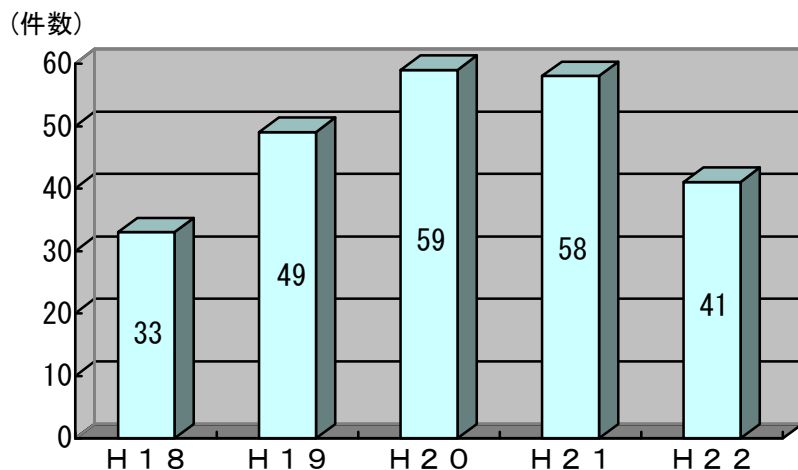
※【再掲】P32に掲載

オ. 家庭ごみの適正な処理方法の指導・啓発

大気環境に関する市への苦情については、家庭での野外焼却等に対するものが多く、平成22年度は、41件全てとなっています。

各家庭への適正なごみ処理方法及び野外焼却のルールやマナーの周知・指導等を行うことにより、大気環境への負荷低減に努めています。

・大気汚染公害苦情件数



※ 野外焼却に関する苦情は、大気汚染に関するものとして計上。

カ. 大気質の監視・観測

関係機関との連携による、有害物質の発生抑制に努めるための啓発、苦情相談への対応、市報等を通じた啓発、関係機関による大気の観測データに基づく監視を実施しました。

・大気汚染にかかる環境基準達成状況

項目 \ 測定年度	H18	H19	H20	H21	H22
二酸化いおう (SO ₂)	○	○	○	○	○
二酸化窒素 (NO ₂)	○	○	○	○	○
浮遊粒子状物質 (SPM)	○	△	○	△	○
光化学オキシダント (OX)	△	×	×	×	×

※ ○：環境基準達成

資料：平成23年版山口県環境白書参考資料集

△：環境基準の長期評価（年間で、1日平均値のうち高い方から2%の範囲内にあるものを除外して評価）達成

×：環境基準超過

・ダイオキシン類大気環境濃度調査結果（平成２２年度）

（単位：pg-TEQ/m³）

測定地点	測定期日	測定結果	環境基準
環境保健センター	４月 15 日 ～ 22 日	0.010	
	７月 １日 ～ ８日	0.011	
	10月 ７日 ～ 14日	0.013	
	１月 20 日 ～ 27 日	0.019	
	平 均	0.013	0.6 以下

※ pg（ピコグラム）：１グラムの１兆分の１の重さ。資料：平成２３年版山口県環境白書参考資料集

※ TEQ（毒性等量）：ダイオキシン類の濃度を調べるとき、化合物によって毒性の強さが違うと評価が非常に難しくなるため、測定した化合物の濃度にTEF（毒性等価係数）を掛け、最も毒性が強いとされている『2,3,7,8-四塩化ジベンゾジオキシン（TeCDD）』の量に換算して表すもの。

(2) 水環境の保全

[概況]

本市における代表的な河川の水系には、榎野川水系、南若川水系、佐波川水系と阿武川水系があり、これらの河川において毎月水質測定が行われています。また、海域については、山口湾、秋穂湾、瀬戸内海において毎月水質測定が行われています。

河川や海域の水質汚濁の原因は、主に産業排水と生活排水であることから、本市においては、公共下水道の整備を推進するとともに、農業集落においては農業集落排水事業、漁業集落においては漁業集落排水事業、また、公共下水道等の未普及地域においては合併処理浄化槽の設置を促進しております。

[進行管理指標における実績値]

指 標	単位	現 状 (計画策定時)		平成21年度 実績値		平成22年度 実績値		目 標			
		年度	数値					中間年度		最終年度	
								年度	数値	年度	数値
河川におけるBODの平均値 (環境基準：2.0mg/ℓ以下)	mg/ℓ	H19	1.00	H21	1.00	H22	0.80	H24	1.00	H29	1.00
河川等の水がきれいになったと思う 市民の割合	%	H19	69.2	H21	74.0	H22	75.1	H24	72.0	H29	75.0
汚水衛生処理率(※)	%	H19	78.9	H21	81.9	H22	81.7	H24	82.0	H29	92.3

(※) (下水道水洗化人口＋農業・漁業集落排水水洗化人口＋合併処理浄化槽人口)÷行政区内人口

[主な取組み状況]

ア. 下水道管渠整備等の推進

山口市污水处理施設整備構想に基づき、山口処理区、小郡処理区、秋穂処理区、川西処理区内の公共下水道による管渠等の整備を進め、汚水を適切に処理し、自然環境の保全を図りました。

項目 \ 年度	H 2 0	H 2 1	H 2 2
汚水管渠の整備延長【山口】(m)	6,295	7,598	6,073
汚水管渠の整備延長【小郡】(m)	1,500	663	1,694
汚水管渠の整備延長【秋穂】(m)	3,558	348	68
汚水管渠の整備延長【川西】(m)	2,691	2,736	1,089

イ. 合併処理浄化槽の設置補助

公共下水道、農業・漁業集落排水以外の地域については、合併処理浄化槽の設置費に対する助成により、生活排水の適切な処理を推進しています。

項目 \ 年度	H 2 0	H 2 1	H 2 2
合併処理浄化槽設置助成件数(基) 【5人槽】	125	114	124
合併処理浄化槽設置助成件数(基) 【7人槽】	95	115	117
合併処理浄化槽設置助成件数(基) 【10人槽】	5	6	5

ウ. し尿処理事業

旧山口市におけるし尿処理業務については、戦前は自家処理中心でしたが、戦後に占領軍の指導により行政が責任を持って収集をする必要が生じてきたことから、許可業者による収集業務を開始したところです。

しかし、収集は行ったものの、後の社会情勢の急激な変革により、処理についての問題が多く発生したため、昭和36年6月、大歳地区に日量36kℓの処理能力を持つ、し尿処理場を建設しました。

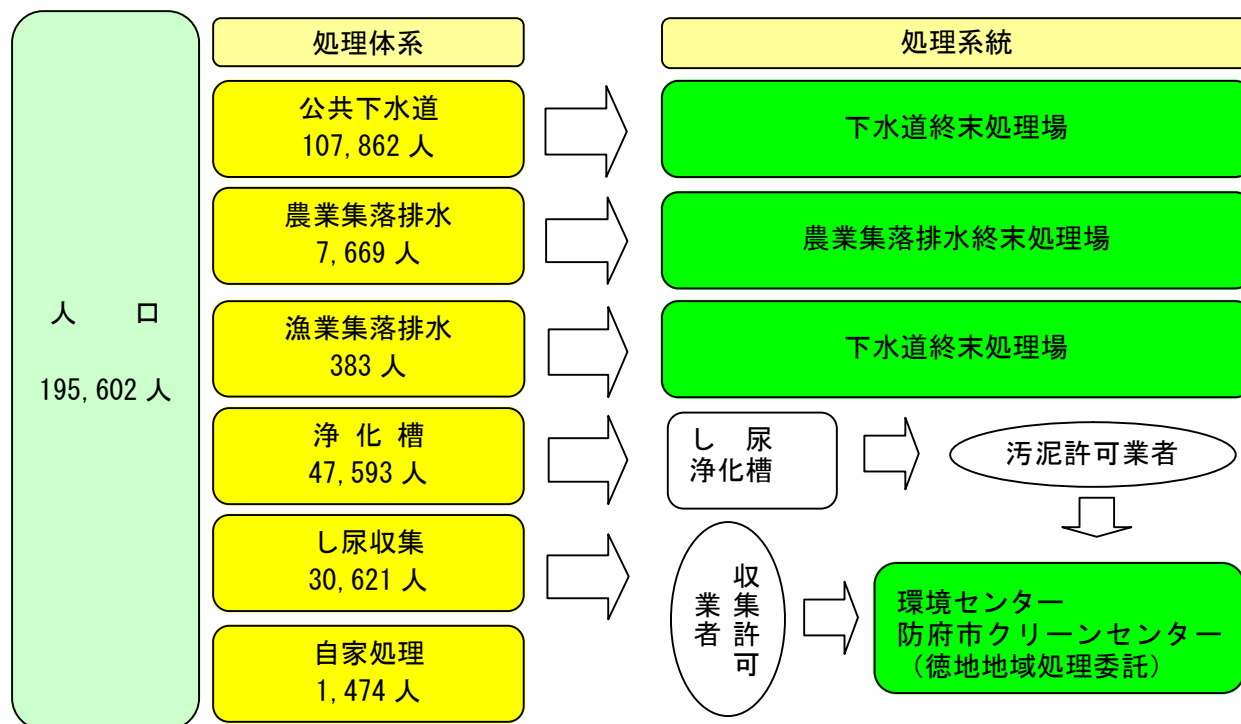
その後、施設の増設を数度にわたって実施してきました。施設の処理能力に限界が生じるとともに、周辺の市街化による移転の要求もあり、旧山口県中部環境施設組合による広域処理に移管して、昭和56年10月に、組管内の旧小郡町に完成した日量160kℓの処理能力を持つし尿処理場で処理を行っています。

同処理場では、合併前の小郡地域、秋穂地域及び阿東地域の処理も行っており、阿知須地域の処理も平成15年6月から行っています。

また、徳地地域については、全量を防府市へ処理委託しており、各地域とも許可業者による収集業務を行っています。

一方、公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、合併処理浄化槽設置整備事業で生活排水の衛生的処理が進められており、各地域とも、し尿の収集量は年々減少傾向にあります。

・し尿処理体系



・平成22年度し尿処理人口内訳

	人 口 (人)	割 合 (%)
公 共 下 水 道	107,862	55.1
農業集落排水	7,669	3.9
漁業集落排水	383	0.2
浄 化 槽	47,593	24.3
（合併処理浄化槽）	(43,987)	(22.5)
（単独処理浄化槽）	(3,606)	(1.8)
し 尿 収 集	30,621	15.7
自 家 処 理	1,474	0.8
合 計	195,602	100.0

許可業者	所在地	収集区分	し尿及び浄化槽 汚泥の収集区域
有限会社 阿知須公益社	山口市阿知須9005番地4	し尿及び 浄化槽汚泥	旧阿知須町区域に限る。
有限会社 小郡衛生秋穂社	山口市秋穂東6897番地	し尿及び 浄化槽汚泥	※1
有限会社 小郡環境メンテナンス	山口市阿知須1465番地	浄化槽汚泥	旧小郡町区域に限る。
有限会社 吉南衛生社	山口市佐山3691番地1	し尿及び 浄化槽汚泥	※2
中央自動車有限会社 小郡衛生公社	山口市小郡下郷869番地2	し尿及び 浄化槽汚泥	※3
株式会社 富士企業	山口市惣太夫町9番24号	し尿及び 浄化槽汚泥	※4
株式会社 ホーエー	防府市大字新田374番地	し尿及び 浄化槽汚泥	旧徳地町区域に限る。
防府環境設備 株式会社	防府市大字新田375番地	し尿及び 浄化槽汚泥	旧徳地町区域に限る。
株式会社 山口公衆衛生協会	山口市富田原町1番35号	し尿及び 浄化槽汚泥	※5

※1 旧山口市、旧小郡町及び旧秋穂町区域に限る。ただし、旧山口市区域のし尿については、秋穂二島地区に限る。

※2 旧山口市、旧小郡町及び旧秋穂町区域に限る。ただし、旧山口市区域のし尿については、佐山地区に限る。

※3 旧山口市及び旧小郡町区域に限る。ただし、旧山口市区域のし尿については、陶地区に限る。

※4 浄化槽汚泥については、旧山口市及び旧阿東町区域、し尿については、旧山口市区域の大殿・白石・湯田・吉敷・大歳地区の県道宮野大歳線を境に北側、宮野・仁保・名田島・鑄銭司地区、9・10・11区を除く小鯖地区、宮島町を除く大内地区及び旧阿東町区域の篠生・地福地区に限る。

※5 浄化槽汚泥については、旧山口市、旧秋穂町及び旧阿東町区域、し尿については、旧山口市区域の大殿・白石・湯田・吉敷・大歳地区の県道宮野大歳線を境に南側、平川・嘉川地区、小鯖地区の9・10・11区、大内地区の宮島町、旧秋穂町区域及び旧阿東町区域の生雲・徳佐・嘉年地区に限る。

・し尿収集料金（消費税を含む）

【山口地域】

区 分	単 位	料 金
基本料金	3 荷（108ℓ）まで	1, 5 3 0 円
従量制料金	1 荷（36ℓ）増すごとに	5 1 0 円
特別料金（加算）	臨時収集	2, 0 4 0 円
	仮設トイレ	2, 0 4 0 円
	50m以上のホース延長を必要とする場合	5 1 0 円

【小郡地域】

区 分	単 位	料 金
基本料金	3 荷（108ℓ）まで	1, 2 5 0 円
従量制料金	1 荷（36ℓ）増すごとに	4 1 0 円
特別料金（加算）	40m以上のホース延長を必要とする場合	4 0 0 円

【秋穂地域】

区 分	単 位	料 金
基本料金	3 荷（108ℓ）まで	1, 4 4 0 円
従量制料金	1 荷（36ℓ）あたり	4 8 0 円
特別料金（加算）	臨時収集	2, 0 4 0 円
	仮設トイレ	2, 0 4 0 円
	50m以上のホース延長を必要とする場合	5 1 0 円

【阿知須地域】

区 分	単 位	料 金
従量制料金	1 荷（36ℓ）あたり	4 3 0 円

【徳地地域】

区 分	単 位	料 金
従量制料金	1 荷（36ℓ）あたり	5 4 0 円

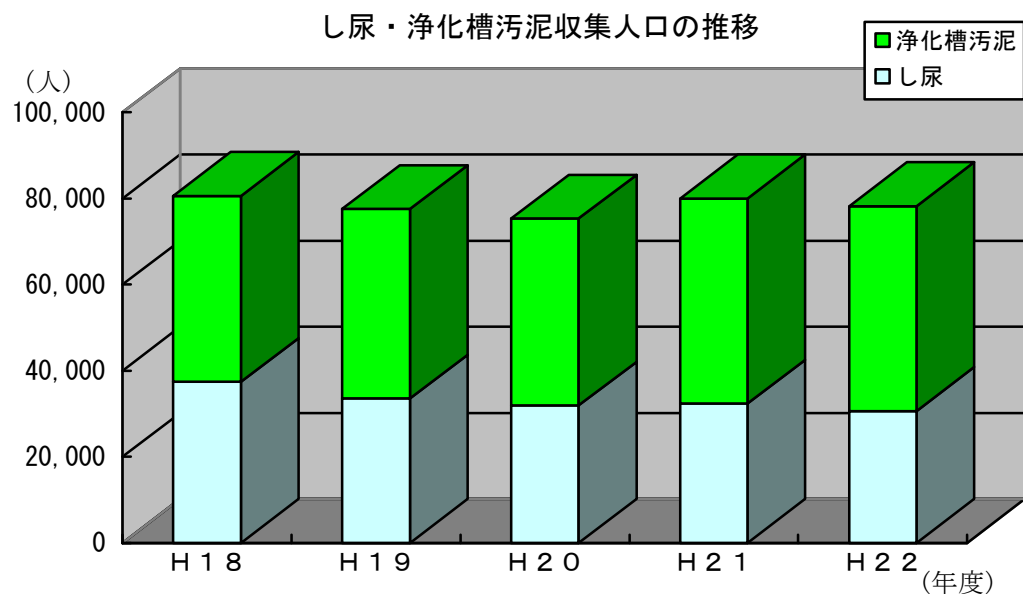
【阿東地域】

区 分	単 位	料 金
基本料金	3 荷（108ℓ）まで	1, 5 3 0 円
従量制料金	3 荷を超えた場合	（荷数×530円）－60円
特別料金（加算）	臨時収集	2, 0 4 0 円
	仮設トイレ	2, 0 4 0 円
	50m以上のホース延長を必要とする場合	5 1 0 円

・し尿・浄化槽汚泥収集人口の推移

項目 \ 年度	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2
し尿（人）	37,400	33,521	31,878	32,348	30,621
浄化槽汚泥（人）	43,198	44,070	43,448	47,654	47,593

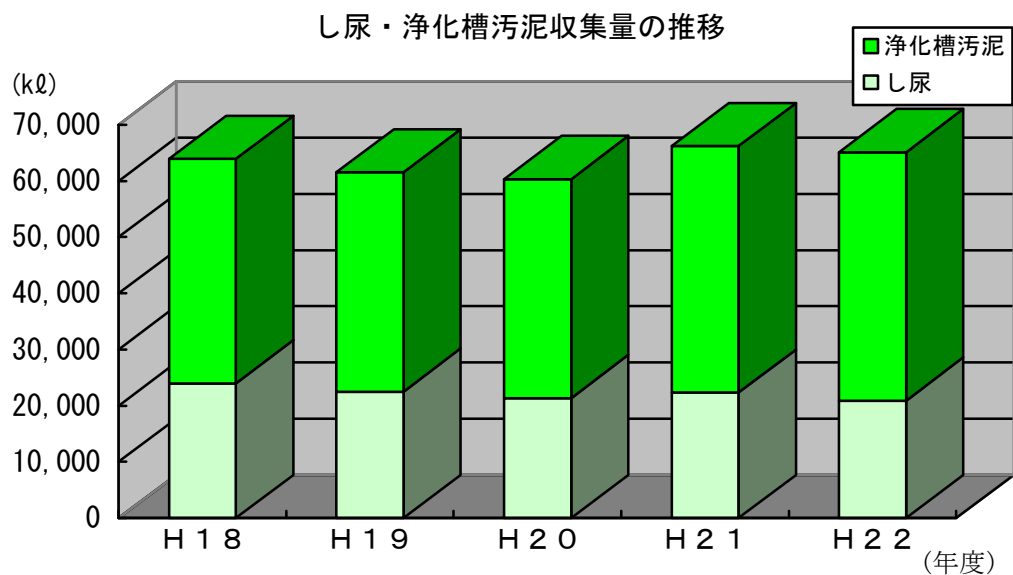
※ 平成20年度以前は、阿東地域を除く。



・し尿・浄化槽汚泥収集量の推移

項目 \ 年度	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2
し尿（kℓ）	23,971	22,481	21,377	22,339	20,864
浄化槽汚泥（kℓ）	39,936	39,052	38,927	43,854	44,253

※ 平成20年度以前は、阿東地域を除く。



エ. 井戸の適正管理および汚染に対する関心喚起

市報による啓発を行うとともに、県が実施する地下水調査への協力を行いました。

地下水の水質状況を監視するため、山口県の「公共用水域及び地下水の水質測定計画」に基づき、平成22年度は市内19か所の井戸水の水質調査が行われ、調査項目について環境基準に適合していることが確認されました。

また、市民が安心して飲用することができる水の確保を目的として、井戸水の環境基準超過が確認された家庭への浄水器の設置補助、周辺家庭への周知を行いました。

項目 \ 年度	H20	H21	H22
浄水器設置補助件数	2	20	43

・地下水調査結果（平成22年度）

市町村名	山口市	山口市	山口市	山口市	山口市	山口市	山口市	山口市	山口市	山口市
調査地点	湯田温泉	中央	朝田	大内御堀	陶	鑄銭司	宮野上	下小鯖	下小鯖	吉敷
地点番号	C-3	C-5	E-4	H-2	J-4	K-1	N-2	Q-1	Q-2	V-1
調査月日	9月16日	9月16日	9月16日	9月16日	9月17日	9月17日	9月15日	9月16日	9月16日	9月16日
カドミウム									<0.001	
全シアン			<0.1							
鉛						<0.001				<0.001
六価クロム			<0.005							<0.005
砒素					<0.001					
総水銀										
アルキル水銀										
PCB										
ジクロロメタン						<0.002				
四塩化炭素										
塩化ビニルモノマー										
1,2-ジクロロエタン										
1,1-ジクロロエチレン										
1,2-ジクロロエチレン		<0.004								
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005		<0.0005	<0.0005			<0.0005	<0.0005		
1,1,2-トリクロロエタン										
トリクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002			<0.002	<0.002		
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005			<0.0005	<0.0005		
1,3-ジクロロプロペン										
チウラム										
シマジン										
チオベンカルブ										
ベンゼン										
セレン										
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素			1.6		4.9	3.2	1.3	3.1		
ふっ素			0.1							
ほう素			<0.1							
1,4-ジオキサン							<0.005			
ダイオキシン類										

(単位：mg/ℓ、ダイオキシン類はpg-TEQ/ℓ)

山口市	山口市	山口市	山口市	山口市	山口市	山口市	山口市	山口市	環境 基準値	定量 限界値
吉敷	嘉川	祇園	上郷	真名	西条	浜	浜	鍛冶ヶ原		
V-2	Y-1	IA-1	OD-3	OE-1	AA-3	AA-6	AA-7	NH-58		
9月16日	9月17日	9月17日	9月17日	9月17日	9月17日	9月17日	10月14日	9月15日		
<0.001									0.03 以下	0.001
<0.1									不検出	0.1
0.001									0.01 以下	0.001
<0.005			<0.005						0.05 以下	0.005
<0.001									0.01 以下	0.001
<0.0005									0.0005 以下	0.0005
									不検出	0.0005
									不検出	0.0001
<0.002				<0.002					0.02 以下	0.002
<0.0002									0.002 以下	0.0002
									0.002 以下	0.0002
<0.0004									0.004 以下	0.0004
					<0.002		<0.002		0.1 以下	0.002
<0.004			<0.004		<0.004		0.004		0.04 以下	0.004
	<0.0005	<0.0005			<0.0005	<0.0005	<0.0005		1 以下	0.0005
									0.006 以下	0.0006
<0.002	<0.002	<0.002	<0.002		<0.002	<0.002	<0.002		0.03 以下	0.002
<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		<0.0005	<0.0005	<0.0005		0.01 以下	0.0005
									0.002 以下	0.0002
									0.006 以下	0.0006
									0.003 以下	0.0003
									0.02 以下	0.002
									0.01 以下	0.001
									0.01 以下	0.002
		1.0		1.8			2.9	0.5	10 以下	0.1
		0.1	0.3	0.1			0.3		0.8 以下	0.1
		<0.1		<0.1			<0.1		1 以下	0.1
									0.05 以下	0.005
0.055						0.32			1 以下	0.1

資料：平成23年版山口県環境白書参考資料集

オ. 水質の監視、観測

・河川水質測定結果（平成22年度）

測定地点	測定点	類型	水素イオン濃度 (pH)	溶存酸素量 (DO (mg/L))	生物化学的酸素要求量 (BOD75%値 (mg/L))	浮遊物質 (SS (mg/L))	大腸菌群数 (MPN/100ml)	全窒素 (mg/L)	全リン (mg/L)
榎野川上流	文場橋	A 類型	7.2	10.0	0.8	2	9,400	—	—
榎野川中流	平野	A 類型	7.4	11.0	0.8	3	5,400	—	—
榎野川下流	百間橋	B 類型	7.5	9.3	1.5	15	990	2.1	0.15
南若川上流	金毛川合流点下流 250m	A 類型	7.6	10.0	1.4	4	15,000	—	—
南若川下流	新栄橋	B 類型	7.9	12.0	1.0	9	1,300	0.53	0.089
佐波川上流	漆尾	A 類型	7.4	10.0	1.0	1	3,000	0.52	0.019
阿武川上流	聴秋橋	A A 類型	7.3	11.0	1.1	2	3,300	—	—
蔵目喜川	白井谷川との合流点の橋	A A 類型	7.9	11.0	0.6	2	2,400	—	—
環境基準		A A 類型	6.5 以上 8.5 以下	7.5 以上	1.0 以下	25 以下	50 以下	—	—
		A 類型	6.5 以上 8.5 以下	7.5 以上	2.0 以下	25 以下	1,000 以下	—	—
		B 類型	6.5 以上 8.5 以下	5.0 以上	3.0 以下	25 以下	5,000 以下	—	—

※ は、環境基準超過

資料：平成23年版山口県環境白書参考資料集

※ A・B 類型：生活環境の保全に関する環境基準（昭和46年環境庁告示、最終：平成7年環境庁告示）で、河川の利用目的の適用性により指定されているもので、榎野川は、淋光堰（小郡）より上流がA 類型、下流がB 類型。南若川は向山堰より上流がA 類型、下流がB 類型に指定されている。

※ 水素イオン濃度 (pH)：水中の水素イオン濃度を表す値で、水素イオン濃度の逆数の常用対数で表される。7 を中性、7 より大きいものをアルカリ性、小さいものを酸性という。

※ 生物化学的酸素要求量 (BOD)：水中の微生物が有機物を分解するときに必要とする酸素量のこと。主に河川での水の汚れの指標となり、値が大きいほど汚れていることを示す。

※ 浮遊物質 (SS)：水中に混濁している、顕微鏡で見える程度の個体や浮遊固形物の量をいう。

※ 大腸菌群数 (MPN)：大腸菌及び大腸菌によく似た性状を示す菌の総称で、大腸菌は、ほ乳動物の腸内に生息して消化を助けているが、河川や湖沼に多数の大腸菌群が存在する場合は、その水が人畜の排泄物で汚染されていることを示す。

・山口・秋穂海域水質測定結果（平成２２年度）

測定地点	測定点	類型	水素イオン濃度 (pH)	溶存酸素量 (DO (mg/ℓ))	化学的酸素要求量 (COD75%値 (mg/ℓ))	大腸菌群数 (MPN/100ml)	全窒素 (mg/ℓ)	全リン (mg/ℓ)
秋穂湾	Y-D-2	A・Ⅱ類型	8.1	8.7	2.1	1.7	0.11	0.019
山口湾 1	Y-D-3	A・Ⅱ類型	8.1	8.6	2.7	26.0	0.19	0.028
山口湾 2	Y-D-4	A・Ⅱ類型	8.1	8.5	3.0	40.0	0.21	0.033
瀬戸内海 1	Y-D-1	A・Ⅱ類型	8.1	8.9	2.3	4.2	0.11	0.018
瀬戸内海 2	Y-D-5	A・Ⅱ類型	8.1	8.9	2.1	4.3	0.11	0.017
瀬戸内海 3	Y-D-6	A・Ⅱ類型	8.1	8.9	2.4	5.3	0.12	0.019
環境基準		A・Ⅱ類型	7.8 以上 8.3 以下	7.5 以上	2.0 以下	1,000 以下	0.3 以下	0.03 以下

注) は、環境基準超過

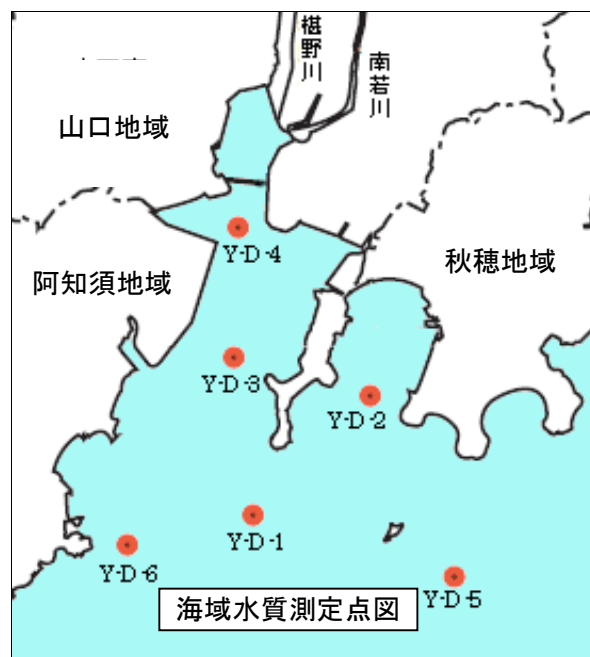
資料：平成２３年版山口県環境白書参考資料集

※ A・Ⅱ類型（A類型・Ⅱ類型）

生活環境の保全に関する環境基準（昭和４６年環境庁告示、最終：平成７年環境庁告示）で海域の利用目的の適用性により指定されているもので、すべての測定地点周辺がこの類型に指定されている。

※ 化学的酸素要求量（COD）

水中の汚濁物質を化学的に酸化させるときに消費される酸素量のこと。主に、海や湖沼での水の汚れの指標となり、値が大きいほど汚れていることを示す。



力. 農業生産基盤の整備

※【再掲】P 4 1に掲載

キ. 農地の保全

※【再掲】P 4 1に掲載

ク. 市民農園の整備促進

※【再掲】P 4 1 に掲載

ケ. 歩道等における透水性舗装の推進

透水性舗装については、地下埋設物との関係が考えられますが、歩道や公共施設の駐車場等の整備にあたっては、透水性舗装の採用に努めます。

年度 \ 項目	事業実績
H 2 0	実績なし
H 2 1	実績なし
H 2 2	黄金町野田 1 号線の歩道部を透水性舗装

(3) 土壌環境の保全

[概況]

土壌汚染は、その多くが事業活動に伴って排出される重金属類や化学物質等の有害物質を含んだ排水及びばい煙並びに廃棄物を介してもたらされています。

本市では、健全な土壌環境を守るため、井戸水や地下水等については、関係機関と連携した監視に努めるとともに、農業者に対しては、減農薬・減化学肥料農業や有機栽培農業を促進していきます。

[進行管理指標における実績値]

指 標	単位	現 状 (計画策定時)		平成21年度 実績値		平成22年度 実績値		目 標			
		年度	数値					中間年度		最終年度	
				年度	数値	年度	数値	年度	数値		
土壌汚染に関する苦情件数	件	H19	0	H21	1	H22	0	H24	維持	H29	維持
地下水の水質調査地点の環境基準達成割合	%	H19	100	H21	100	H22	100	H24	維持	H29	維持
土壌ダイオキシン類常時監視調査地点の環境基準達成割合	%	H19	100	H21	100	H22	100	H24	維持	H29	維持

[主な取組み状況]

ア. 土壌汚染の現状把握

関係機関との連携による有害物質の発生抑制に努めるとともに、苦情相談への対応、多様な媒体を通じた啓発、関係機関による観測データに基づく監視を行っています。引き続き、最新情報の収集に努めるとともに、公害の未然防止のための効果的な啓発を推進していきます。

・土壌ダイオキシン類常時監視調査結果（平成22年度）

測定地点	測定結果	環境基準
	(pg-TEQ/g)	(pg-TEQ/g)
山口市阿東徳佐中	0.0019	1,000 以下
山口市徳地八坂	0.13	
山口市大内長野	0.020	
山口市大内御堀	0.93	

資料：平成23年版山口県環境白書

イ. 有機栽培や減農薬栽培の促進

※【再掲】P41に掲載

ウ. 井戸の適正管理および汚染に対する関心喚起

※【再掲】P59に掲載

(4) 化学物質への適切な対応

[概況]

科学技術の発達等によって、様々な分野で自然界には存在しない化学物質が使用されるようになり、中には、微量でも有害な化学物質も数多く存在しており、適切な管理が行われない場合に環境汚染を引き起こし、人の健康や生態系に大きな影響を及ぼすおそれがあります。

特に、有害性の高いダイオキシン類については、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき環境基準が設定され、汚染状況の継続的な把握調査と報告などが行われています。

本市では、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく土壌の常時監視に係る一般環境調査では、環境基準を満たす結果となっていますが、化学物質は危険性を知った上で、付き合っていく必要があることから、引き続き正確な情報を収集し、市民や事業者を提供することとし、事業者へは法規制に基づき化学物質の適正な使用・管理を促します。

[進行管理指標における実績値]

指 標	単位	現 状 (計画策定時)		平成21年度 実績値		平成22年度 実績値		目 標			
		年度	数値					中間年度		最終年度	
				年度	数値	年度	数値	年度	数値		
エコファーマー認定者数【再掲】	人	H19	465	H21	521	H22	671	H24	700	H29	760
土壌ダイオキシン類常時監視調査地点の環境基準達成割合【再掲】	%	H19	100	H21	100	H22	100	H24	維持	H29	維持
野外焼却の苦情件数【再掲】	件	H19	45	H21	53	H22	41	H24	40	H29	36

[主な取組み状況]

ア. 化学物質に関する情報の収集・提供

化学物質の監視・観測

関係機関との連携により、多様な媒体を通じて情報提供を行うとともに、各種観測データに基づき監視活動を行いました。

・ダイオキシン類常時監視調査結果（平成22年度）

●大気

測定地点	測定結果			環境基準
	(pg-TEQ/m ³)		年平均値	(pg-TEQ/m ³)
環境保健センター	春季	0.010	0.013	0.6 以下
	夏季	0.011		
	秋季	0.013		
	冬季	0.019		

●河川

測定地点	測定結果		環境基準
	水質 (pg-TEQ/L)	底質 (pg-TEQ/g)	(pg-TEQ/L, g)
榎野川	0.070	0.220	水質： 1 以下
			底質：150 以下

●土壌

測定地点	測定結果	環境基準
	(pg-TEQ/g)	(pg-TEQ/g)
山口市阿東徳佐中	0.0019	1,000 以下
山口市徳地八坂	0.13	
山口市大内長野	0.020	
山口市大内御堀	0.93	

資料：平成23年版山口県環境白書

イ. 有機栽培や減農薬栽培の促進

※【再掲】P41に掲載

(5) 身近な生活環境の保全と向上

[概況]

私たちの生活は、大気や水、様々な化学物質などのほか、音や振動、かおり、光などとも密接に関わりあっており、これらは、場合によっては、騒音や悪臭、光害などとして、人の健康や生活環境を損なうことがあります。

一方では、音やかおりは、私たちの心をなごませることもあり、こうした両面の要素を踏まえた住みよい環境をつくるよう努めています。

[進行管理指標における実績値]

指 標	単位	現 状 (計画策定時)		平成21年度 実績値		平成22年度 実績値		目 標			
		年度	数値					中間年度		最終年度	
				年度	数値	年度	数値	年度	数値		
快適な生活環境が整っていると思う市民の割合	%	H19	63.6	H21	70.2	H22	71.9	H24	64.0	H29	64.5
生活公害（騒音、悪臭、野焼き）に関する苦情処理件数	件	H19	222	H21	139	H22	107	H24	199	H29	179
騒音測定における環境基準の達成地点の割合	%	H19	80	H21	60	H22	29	H24	100	H29	100

[主な取組み状況]

ア. 生活雑排水からの悪臭の発生抑制

悪臭に関する苦情は、平成22年度の苦情件数は6件と、これまでと同様に10件前後で推移しています。

年1回、市報を通じた啓発を行うとともに、市民からの苦情相談へ対応することで発生抑制に努めました。

・苦情件数の推移

項目 \ 年度	H18	H19	H20	H21	H22
苦情件数	12	13	10	13	6

・平成22年度苦情の内訳

生 活 系				事 業 系	
排 水	し 尿	浄化槽	その他	廃棄物関連	その他
0	2	1	2	1	0

イ. 近隣生活騒音の防止に向けた生活マナーの向上

「騒音防止法」に基づき、騒音発生者に対し、防音対策等について指導を行います。

騒音については、寄せられた苦情件数の推移でみると、平成22年度は11件となっています。その内訳は、動物の鳴き声と工事・作業騒音によるものです。

●苦情件数の推移

年度 項目	H18	H19	H20	H21	H22
苦情件数	13	24	8	7	11

●平成22年度苦情の内訳

生活系	事業系	
動物の鳴き声	工事・作業騒音	その他
2	2	7

ウ. 騒音対策

・交通騒音の状況

自動車等の走行に伴って発生する交通騒音については、平成22年度中は、特に市民からの苦情は寄せられていません。

A類型（a区域）：専ら住居の用に供される地域（区域）

B類型（b区域）：主として住居の用に供される地域（区域）

C類型（c区域）：相当数の住居と併せて商業工業の用に供される地域（区域）

・道路交通騒音測定結果

測定道路	測定地点	項目	H18	H19	H20	H21	H22	類型 (区域)
一般国道 2号	鋳銭司 2280-1	騒音(昼)	—	—	—	—	77	B (b)
		騒音(夜)	—	—	—	—	75	
一般国道 2号	鋳銭司 5964-1	騒音(昼)	—	—	—	—	70	B (b)
		騒音(夜)	—	—	—	—	68	
一般国道 2号	名田島長妻川 付近	騒音(昼)	—	—	—	—	67	B (b)
		騒音(夜)	—	—	—	—	65	
一般国道 2号	名田島西開作 上	騒音(昼)	—	—	—	—	76	B (b)
		騒音(夜)	—	—	—	—	74	
一般国道 2号	嘉川愛宕山神 社付近	騒音(昼)	—	—	—	—	73	B (b)
		騒音(夜)	—	—	—	—	71	
一般国道 2号	江崎上常盤橋 付近	騒音(昼)	—	—	—	—	70	B (b)
		騒音(夜)	—	—	—	—	68	
一般国道 9号	朝田 618-1	騒音(昼)	69	—	—	—	—	C (c)
		騒音(夜)	64	—	—	—	—	
一般国道 9号	小郡上郷 3267-4	騒音(昼)	69	—	—	—	—	C (c)
		騒音(夜)	65	—	—	—	—	

測定道路	測定地点	項目	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	類型 (区域)
一般国道 9 号	宮野上 1714-1	騒音(昼)	—	69	—	—	—	対象外
		騒音(夜)	—	65	—	—	—	
一般国道 9 号	宮野上 188-3	騒音(昼)	—	69	—	—	—	A (a)
		騒音(夜)	—	63	—	—	—	
一般国道 9 号	宮野上 2689-3	騒音(昼)	—	71	—	—	—	B (b)
		騒音(夜)	—	65	—	—	—	
一般国道 9 号	水の上町 1-7	騒音(昼)	—	65	—	—	—	C (c)
		騒音(夜)	—	60	—	—	—	
一般国道 9 号	維新公園 4-1-1	騒音(昼)	—	61	—	—	—	B (b)
		騒音(夜)	—	55	—	—	—	
一般国道 9 号	神田町 6-10	騒音(昼)	—	—	62	—	—	C (c)
		騒音(夜)	—	—	57	—	—	
一般国道 9 号	小郡上郷 2228-1	騒音(昼)	—	—	—	70	—	C (c)
		騒音(夜)	—	—	—	66	—	
一般国道 9 号	小郡下郷	騒音(昼)	—	—	—	73	—	C (c)
		騒音(夜)	—	—	—	68	—	
一般国道 9 号	阿東徳佐中 3716-1	騒音(昼)	—	—	—	—	67	B (b)
		騒音(夜)	—	—	—	—	65	
一般国道 190 号	阿知須字 下濱田	騒音(昼)	62	—	—	—	—	C (c)
		騒音(夜)	59	—	—	—	—	
一般国道 190 号	佐山 1308-2	騒音(昼)	—	—	—	69	—	対象外
		騒音(夜)	—	—	—	65	—	
一般国道 262 号	大内長野 606	騒音(昼)	—	62	—	—	—	C (c)
		騒音(夜)	—	64	—	—	—	
一般国道 262 号	下小鯖 3530-1	騒音(昼)	—	67	—	—	—	対象外
		騒音(夜)	—	61	—	—	—	
一般国道 435 号	吉敷中東 3-13-3	騒音(昼)	—	—	67	—	—	A (a)
		騒音(夜)	—	—	61	—	—	
主要県道 山口防府線 (21 号)	大内御堀 922-1	騒音(昼)	71	—	—	—	—	B (b)
		騒音(夜)	65	—	—	—	—	
主要県道 山口防府線 (21 号)	大内矢田 150	騒音(昼)	70	—	—	—	—	B (b)
		騒音(夜)	65	—	—	—	—	

測定道路	測定地点	項目	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	類型 (区域)
主要地方道 宇部防府線 (25号)	秋穂二島 4328-1	騒音(昼)	—	—	—	67	—	対象外
		騒音(夜)	—	—	—	61	—	
主要地方道 宇部防府線 (25号)	秋穂東 687-1	騒音(昼)	—	—	—	70	—	対象外
		騒音(夜)	—	—	—	64	—	
主要地方道 山口小郡秋穂線 (61号)	平井 289-12	騒音(昼)	—	—	66	—	—	B (b)
		騒音(夜)	—	—	60	—	—	
主要地方道 山口小郡秋穂線 (61号)	平井 1407-1	騒音(昼)	—	—	66	—	—	B (b)
		騒音(夜)	—	—	62	—	—	
主要地方道 山口小郡秋穂線 (61号)	黒川 2265-8	騒音(昼)	—	—	65	—	—	対象外
		騒音(夜)	—	—	60	—	—	
一般県道 陶湯田線 (200号)	穂積町 1-2	騒音(昼)	—	—	68	—	—	B (b)
		騒音(夜)	—	—	64	—	—	
一般県道 宮野大歳線 (204号)	熊野町 1-10	騒音(昼)	66	—	—	—	—	C (c)
		騒音(夜)	61	—	—	—	—	
一般県道 宮野大歳線 (204号)	中央 2-3-25	騒音(昼)	—	—	69	—	—	C (c)
		騒音(夜)	—	—	63	—	—	
一般県道 宮野大歳線 (204号)	葵 2-6-2	騒音(昼)	—	—	68	—	—	C (c)
		騒音(夜)	—	—	63	—	—	
一般県道 江崎陶線 (335号)	小郡下郷 1652-1	騒音(昼)	—	—	—	67	—	C (c)
		騒音(夜)	—	—	—	64	—	
一般県道 江崎陶線 (335号)	小郡下郷 3151-1	騒音(昼)	—	—	—	70	—	B (b)
		騒音(夜)	—	—	—	65	—	
一般県道 江崎陶線 (335号)	小郡下郷 2331-7	騒音(昼)	—	—	—	68	—	C (c)
		騒音(夜)	—	—	—	60	—	

※「騒音」は、デシベル (dB)

資料：平成23年版山口県環境白書参考資料

●環境基本法に定める騒音に係る環境基準

(平成10年9月30日環境省告示第64号)

時間区分 地域の区分	昼 間 (6:00~22:00)	夜 間 (22:00~6:00)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下

●幹線交通を担う道路に近接する空間に係る基準値の特例

昼 間	夜 間
70dB以下	65dB以下

●騒音規制法に定める自動車騒音の限度

(平成12年3月2日総理府令第15号)

時間区分 区域の類型	昼 間 (6:00~22:00)	夜 間 (22:00~6:00)
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65dB	55dB
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB	65dB
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB	70dB

●幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度の特例

昼 間	夜 間
75dB以下	70dB以下

※ 幹線交通を担う道路に近接する空間及び区域とは、2車線以下の車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。

エ. ペットの適正飼養

私たちは、犬・猫をはじめとして、多くの動物とともに生活しています。

これらの動物は、家族の一員として、また、人生のパートナーとして潤いのある生活を支えています。このことは、これまでのペット（愛玩動物）からコンパニオンアニマル（伴侶動物）へと変化しているともいえます。

しかし、ただ「かわいい」「子どもが欲しがった」「流行っている」等の理由で、飼い方・習性等を知らないまま安易に動物を飼い始める人が多いことも事実です。このため、近年ペットの鳴き声や悪臭、ふん害など近隣とのトラブルとなっており、ペットの飼育についての苦情等が多数寄せられています。

平成23年3月31日現在、12,072頭の犬が登録されており、また、猫については法律等で登録が義務付けられていないため、明確な数は確認できていませんが、相当数飼育されているものと考えられます。このため、ペットの正しい管理・飼い方について市報等を通じ、モラルの啓発に努めています。

・飼犬の登録、狂犬病予防接種等の状況

(単位：頭)

年度	登録数	予防接種	飼えなくなった犬の引き取り及び捕獲
H18	11,501	9,735	181 (捕獲 95)
H19	11,669	9,940	97 (捕獲 83)
H20	11,676	9,938	68 (捕獲 81)
H21	12,175	10,340	118 (捕獲 80)
H22	12,072	10,080	77 (捕獲 77)

・飼えなくなった猫の引取状況

年度 項目	H18	H19	H20	H21	H22
引取数 (匹)	633	501	487	377	511

・狂犬病予防注射

犬を飼う場合、生涯1回の「登録」と毎年1回の「狂犬病予防注射」をしなければなりません。本市では、登録されている犬の飼い主を対象に「狂犬病予防注射受診票」を送付し、4月に各地区を回り予防注射を行っています。

また、新たに犬を飼い始めた場合や、子犬が生まれた場合若しくは、まだ登録をしていない場合は、各会場で新規の登録手続きをするとともに、予防注射を受けることができます。その後も、登録されていて予防注射を受けていない飼い主を対象に、予防注射を受けられるよう再度「狂犬病予防注射受診票」を送付して、狂犬病予防の啓発に努めています。